訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項第1号中「次号一」を「次号」に、「次号二」を「次号」に改め、同項第2号中「次に掲げる」を「経済に関する重要な政策に関する事項（内閣府設置法第四条第一項第四号から第十一号までに掲げるものを除く。）のうち地方創生に関する」に改め、同号一を削り、同項第5号から第9号までを削り、同項第10号を同項第5号とし、同項第11号を削り、同項第12号を同項第6号とする。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
［略］	［略］
科学技術・イノベーション担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　略］ ［削る。］
［2～6　略］	
7	匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
［略］	［略］
14	［略］

改正前	
担当	職務
［同上］	［同上］
科学技術・イノベーション担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　同上］
5	「科学技術イノベーション総合戦略」（平成二十五年六月七日）に関する事項
［2～6　同上］	
［号を加える。］	
［同上］	
13	［同上］
12	［同上］
11	［同上］
10	［同上］
9	［同上］
8	［同上］
7	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十年五月十一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第二十八号

ビーエヌピー・パリバ・カーディフが、平成三十年三月三十一日付でカーディフ損害保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりビーエヌピー・パリバ・カーディフに対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

金融庁長官　森　信親

○法務省告示第百四十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成三十年五月二十二日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　　名　髙橋　那恵

生年月日　千九百八十四年十一月二十六日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成三十年五月二十二日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　　名　ダニエル・タン・シェング・リン

生年月日　千九百七十六年十二月十五日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百四十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成三十年五月二十二日

法務大臣　上川　陽子

一　指定を受けた者

氏　　名　ルパート・ジョージ・ルイ

生年月日　千九百六十一年一月七日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法